

独立行政法人国立特殊教育総合研究所中期目標

13 文科初 第 7 号
平成 13 年 4 月 1 日

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立特殊教育総合研究所が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所（以下「研究所」という。）は、特殊教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行い、及び特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特殊教育の振興を図ることを基本的な目標とする。

具体的には、特殊教育に関する研究のうち主として実際的な研究の総合的な実施、特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修等の業務及び、特殊教育に関する研究成果の普及と研究の促進を行うこと、また、特殊教育に関する図書その他の資料及び情報を収集・整理・保存し提供すること並びに特殊教育に関する相談に応じ、助言・指導・援助を行うこと等により、特殊教育の振興に寄与することが求められる。

中期目標期間においては、特殊教育に関する国の政策立案・施策推進等と連携した調査研究の充実及び、情報発信機能の充実並びに、特殊教育における国際交流・国際協力の一層の推進に重点をおいて業務を進めるものとし、特殊教育のナショナルセンターとしての機能の充実を図る必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

中期目標の期間

一般に指導内容・方法などに関する教育研究は、その開発、実践、効果の検証などの息の長い取組が必要である。加えて特殊教育においては、一人一人の障害の特性や状態について長期にわたる観察・アセスメントが不可欠である。これらのことから研究所の中期目標の期間は、平成 13 年 4 月 1 日の日から平成 18 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

業務運営の効率化に関する事項

運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%の業務の効率化を図る。ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

研究所は、我が国の特殊教育のナショナルセンターとして、各都道府県の特
殊教育センターや盲・聾・養護学校、小中学校等の実践を支援する機能をより
一層高めるために、組織・運営及び人事システムの改善、内部評価及び外部評
価体制の導入を図るとともに、特に次のような機能の充実を図る。また、障害
のある児童生徒の生涯学習を支援する観点から、運営にあたり、医療・福祉・
労働等の関係機関・団体との連携協力の推進を図る。

1 研究活動

- (1) 特殊教育におけるニーズに対応し、より質が高く、実地的で現場に密着した研究を行う。
- (2) 教育課程、学習障害児や注意欠陥多動性障害(ADHD)児等への教育的対応に関する研究、国の特殊教育に関する行政施策の企画立案及び実施に資する研究の充実を図る。
- (3) 各障害ごとに設けられている研究部・室の組織を超えて、課題に応じて総合的、弾力的に研究に取り組めるような体制を整備する。
- (4) 各都道府県の特特殊教育センターや盲・聾・養護学校、小中学校等と連携し、教育の実践に役立つ研究を推進する。また、国内の大学や研究機関、海外の研究機関並びに福祉・医療・労働等の関係機関との連携・協力、交流を進め、それらの研究を総合化し、教育の実践に役立つ形で普及するような研究を進める。
- (5) 研究成果を特殊教育関係者はもとより広く一般にも公開し、特殊教育の普及と国立特殊教育総合研究所の一般の理解を図る。その際、情報通信技術等を十分に活用する。また、セミナー等への参加者を中期目標の期間中毎年度平均で

平成12年度の参加者数以上を確保する。

2 研修事業

- (1) 特殊教育の体系的・専門的な研修の実施により、各都道府県の特殊教育センターや盲・聾・養護学校、小中学校等において求められるリーダーを養成し、特殊教育関係職員の専門性の向上を図る。
- (2) 教育職員免許法に基づく認定講習を実施するとともに、都道府県が行う認定講習への支援を行い、特殊教育教諭免許の保有率の向上に寄与する。
- (3) 盲・聾・養護学校や特殊学級の教員等の特殊教育関係職員はもとより、すべての学校の教員に対して学習障害、交流教育等に関する研修など喫緊の課題について、研修プログラムを開発し実施する。
- (4) 国立特殊教育総合研究所が主催する研修事業に参加した者のうち、毎年平均80%以上の者からプラスの評価が得られるよう、研修内容の充実を図る。
- (5) 全国の特殊教育に関する研修事業の情報を提供したり、各都道府県における研修の充実を支援するため、情報通信技術の基盤整備を図る。

3 教育相談活動

- (1) 教育相談活動と研究活動との連携を一層深め、ニーズに対応した専門的な教育相談活動の改善・充実を図る。
- (2) 教育相談を行った者のうち、毎年平均で80%以上の者からニーズに適切に対応したなどのプラスの評価が得られるよう相談活動・内容の普及・充実を図る。
- (3) 都道府県の特殊教育センター等に、教育相談に関する活動や実際的な研究成果を普及するとともに、全国的な教育相談情報の流通を促進するようなネットワークを整備する。

4 情報普及活動

- (1) 教育現場での様々なニーズを常に把握しながら、特殊教育の改善充実に関わる研究成果や盲・聾・養護学校の創意工夫した取組を情報収集してデータベースを充実し、広く一般への研究成果の普及に努める。また、情報を発信した結果の把握に心がける。
- (2) 本研究所の研究の成果を教育委員会、特殊教育センター、盲・聾・養護学校、小中学校等に対し、セミナー等を通じて普及するとともに、情報通信技術の活用による情報提供を推進して、教育の実践を支援する。

5 国際交流活動

- (1) 海外の大学や研究機関との連携・協力、交流を積極的に推進するとともに、海外の特殊教育の取組を国内の教育の実践に役立ちやすい形で普及を図る。
- (2) アジア太平洋地域における特殊教育の発展への支援など、国際機関及び日本の政府関係機関との連携による国際的な貢献を果たす。

財務内容の改善に関する事項

- (1) 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。

自己収入の確保

積極的に外部資金導入を図るとともに、自己収入の確保に努める。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

- (2) 財務内容の管理・運営の適正化を図る。

その他業務運営に関する重要事項

- (1) 国立久里浜養護学校との相互協力
国立久里浜養護学校との密接な連携の下に、重度・重複障害児の教育に関

する実際的研究を行うとともに、在学児童等の教育についての相互協力を推進する。

(2) 施設・設備に関する計画

業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めることとし、特に、障害者や高齢者が活用しやすい施設とする。

(3) 人事に関する計画

ア 質の高い研究を推進するため、研究職員の幅広い人材の確保と資質の向上を図る。

イ 事務職員についても人事交流や研修により人材の確保に努める。